

令和5年6月16日

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処 会計課長 早坂 勝之

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。

1 競争に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量
鉄屑	特級	k g	2,167.00
鉄屑	1 級	k g	205.00
鉄屑	2 級	k g	194.00
鉄屑	級外	k g	7,404.11
銅屑		k g	45.00
アルミ屑		k g	146.00
真鍮屑		k g	6.00
鋳鉄屑		k g	142.30
鉄切粉屑		k g	40.00
被覆銅線		k g	1.80
廃バッテリー屑		k g	97.00

(2) 搬出場所：陸上自衛隊苗穂分屯地

(3) 搬出期限：代金納付の日から5日以内（令和5年8月31日までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一参加資格において「物品の買受け」の「D以上」の格付けを保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者。（資格審査結果通知書の写しを入札時までには必ず提出すること。）

(4) 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しないものであること。

(5) 「入札及び契約心得」を遵守している者。

(6) 令和5年6月19日（月）～令和5年7月7日（金）までの間に現場を確認していること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊苗穂分屯地 会計課

4 入札（現場）説明会の場所及び日時

入札（現場）説明会は実施しない。ただし、現場確認は、10(14)に示す入札担当者と日時を調整し、令和5年6月19日（月）～令和5年7月7日（金）（9時00分～16時00分）の間（土日を除く）において確認すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊苗穂分屯地 コミュニティセンター
- (2) 日時：令和5年7月10日（月） 10時00分～（9時45分以降入室可）

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金
免除（但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金
免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額が訂正してある入札書、入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電話、電報及びFAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積致します。また、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

8 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。但し、同額の場合には抽選により決定する。なお、入札書については、消費税込の価格を記載すること。

9 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

10 その他

- (1) 再度入札の必要が生じた場合
直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は、令和5年7月13日（木）10時00分に執行する。
- (2) 郵便入札
ア 件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書(写)をあわせて、「鉄屑ほか10件」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和5年7月7日（金）17時までに苗穂支処会計課宛に必着させること。この際、担当者に電話にて到着の確認を行うこと。

と。

イ 再度入札の場合、令和5年7月12日（水）17時までに苗穂支処会計課宛に必着させること。

- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (5) 搬出可能日は、契約締結後とする。そのため、内訳書がある場合、入札終了後速やかに契約担当官に提出すること。
- (6) 代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。
- (7) 売払品の実質重量及び状態については現物現況を優先とし、現場確認をしなかったことによって生じる不利益は入札者の負担とする。
- (8) 契約業者は輸送時及び保管等に際し、紛失防止に万全を期すること。
- (9) 契約業者が契約物品を廃棄する場合には、環境保全に関する法律に基づき実施するものとし一切の責任は契約業者の責によるものとする。
- (10) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (11) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (12) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (13) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (14) 入札及び現場確認に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処 会計課 （担当：小林）
TEL 011-711-4251（内282）
FAX 011-711-4251（内366）
- (15) 物品に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処 補給班 竹田
TEL 011-711-4251（内521）

11 公告掲示場所及び期間

(1) 掲示場所

ア 苗穂分屯地、島松駐屯地、真駒内駐屯地、丘珠駐屯地、東千歳駐屯地、札幌商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(2) 掲示期間

令和5年6月16日（金）～令和5年7月10日（月）